

法学知と企業法務知の知識構造の比較分析

—「知識の社会的構成」という視点からみた職業的レリバンス研究—

比較教育社会学コース 小山 治

A Comparative Analysis of the Structure of Legal Knowledge Required in College and Business: Research on the Relationships between Higher Education and the World of Work from a Viewpoint of Sociology of Knowledge

Osamu KOYAMA

The purpose of this paper is to clarify the differences of the structure of legal knowledge between college and business. In order to do this, this paper compares their structure from two viewpoints: “the allocation of knowledge” and “the application of knowledge”. Through this analysis, the relevance of legal knowledge of college to that of business is discussed.

目 次

- 1 問題設定
- 2 先行研究の検討
- 3 分析枠組みと分析方法
- 4 分析データ
 - A 分析データの概要
 - B 分析データの適切性
 - C 分析データの抽出・分類方法
- 5 分析
 - A 知識の配分構造に関する分析
 - B 知識の実践性に関する分析—民法と商法を対象にして—
- 6 結論と考察

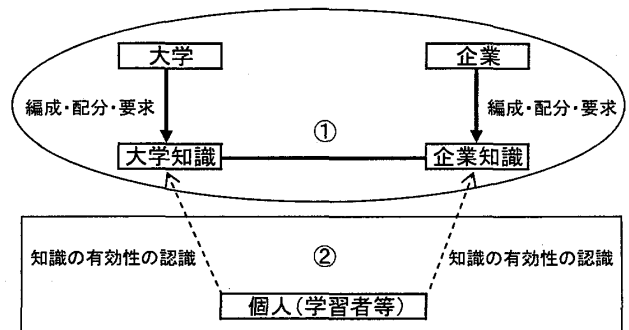
1 問題設定

本稿の目的は、大学法学部における法的知識(以下、法学知と略記)と企業社会における法的知識(以下、企業法務知と略記)の知識構造を直接的に比較分析することによって両者の相違点を実証的に解明し、それをもとに法学知の職業的レリバンス(有効性)について考察することである。

職業的レリバンスとは、「時間面では将来的であるが、主に社会、特に経済システム=産業界が(教育内容に対して：引用者補足)期待する有効性」のことを指

す(本田(沖津) 2000, p.166)。図1は、大学知識の職業的レリバンスをいかに捉えるのかという点に関して、本稿と先行研究の研究アプローチを対比したものである。先行研究では、個人(学習者等)による大学知識の有効性の認識を経由して、大学知識の職業的レリバンスを捉えてきた(間接的アプローチ)。このアプローチは、知識自体を分析対象とせず、個人の主観的認識のみに依拠して大学知識の職業的レリバンスを判断してきたという点で問題があるといわざるをえない。これに対して、本稿の研究アプローチでは、大学知識と企業知識を直接の分析対象とすることで、各知識間の対応関係という点から大学知識の職業的レリバンスを捉えることができる(直接的アプローチ)。このアプローチには一定の体系性を有する測定可能な知識しか

図1 本稿と先行研究の研究アプローチの対比



注: 本稿では、上記円内の①のように知識間の対応関係を分析する(直接的アプローチ)。これに対して、先行研究では、知識自体ではなく、上記四角内の②のように個人(学習者等)による知識の有効性の認識を分析してきた(間接的アプローチ)。

分析できないという限界はあるが、それを補うほどのメリットがある。

例えば、直接的アプローチの立場からは、日本における大学知識の職業的レリバンスが低い要因を大学知識と企業知識の知識構造という点から検討できる。間接的アプローチの立場からの先行研究では、日本の大学知識の職業的レリバンスが低い要因として、大学知識を職場ですぐに活用できるような制度的な仕組みが欠如しているという点が指摘されている(秋永 1999, p.104)。しかし、直接的アプローチの立場からは、それとは別の要因を考えるための問いを立てることができる。すなわち、そもそも大学知識と企業知識の知識構造自体に相違がみられるのではないか。また、両者に相違がみられるとしたら、それは具体的にどのようなものなのか。こうした問いは、大学知識の職業的レリバンスを考える上で本来重要であるにもかかわらず、ほとんど不問に付されてきた。大学知識(特に人文社会科学の大学知識)と企業知識の中身を分析した研究は十分に進展していないのである(本田 2005, p.154)。

もっとも、知識の中身を分析するといっても、その際の理論的な糸口が必要となろう。本稿では、当該糸口として「知識の社会的構成」という視点を採用し、それを大学知識のみならず、企業知識にも適用する。この視点は、知識がある主体や社会関係によって編成・配分・要求されることで成立しているという考え方である。例えば、大学知識は、大学がカリキュラムとしてふさわしいと判断したものから編成・配分される。そこには、大学が想定する知識に対する望ましさや要求水準が内在している。一方、企業知識に対しても実は同じことがいえる。企業知識は、企業が実務を遂行する上で望ましいものとして編成・配分され、企業が想定する要求水準を具現化していると考えられるのである。本稿では、「教育的知識の社会的構成」という視点に「企業的知識の社会的構成」という視点を新たに付加することによって、大学知識と企業知識の知識構造の特質を描き出すことを試みる。後述するように、その際には、「知識の配分構造」と「知識の実践性」という2つの側面に着目しながら分析を行う(以下、括弧の表記は省略)。

では、なぜ本稿は法的知識に着目するのか。その理由は主に2つある。第1に、法的知識の体系性である。法的知識は、原則として条文を基準とした全国共通の知識体系を採っているため、これまで先行研究の蓄積が乏しかった人文社会科学の知識の中で最も分析的に捉えやすい知識の1つである。第2に、法的知識に対

する社会的な注目の存在である。大学では法科大学院設立にともない法的知識の最大の提供機関であった法学部の行方が議論されているし(例えば、日本学術会議第2部 2001)、企業でも法律の重要性や法的素養のある人材の必要性について議論されている(例えば、武久・西尾編 2001, 柏木ほか 2002)。このような社会的注目を集めている法的知識を分析対象とする意義は少なくない。

本稿の構成は以下の通りである。2章では、先行研究の検討を行い、その到達点と問題点を明らかにする。3章では、知識の配分構造と知識の実践性という2つの側面に着目した本稿の分析枠組みを提示し、具体的な分析方法について説明する。4章では、分析データについて詳しく説明・検討する。5章では、分析を行う。6章では、本稿の知見をまとめ、考察を加える。

2 先行研究の検討

法学知と企業法務知に関する先行研究は、前述した間接的アプローチによる研究と法学部のカリキュラムの研究に大別できる。

まず、間接的アプローチによる研究から検討する。この研究には、①大卒者に焦点を当てた研究と②法務責任担当者や人事担当者に焦点を当てた研究がある。①によれば、人文系大卒者や経済・商学系大卒者と比べて、法学系大卒者には「専門科目の学習」が職業生活に「役立っている」と回答する者や、「専門分野に関する理論的知識」や「専門分野に関する実務的知識」を大学で獲得したと回答する者が多いことが明らかにされてきた(小方 1998)。一方、②によれば、法務責任担当者や人事担当者は、法学部卒業生に対して、法的思考能力と民法・商法のような基礎的法律知識を主に期待しているということが明らかにされてきた(米田 1983, 辻ほか 1984, 菊池 1992)。

これらの先行研究は、法学部卒業生や法務・人事担当者への質問紙調査によって、法学知の職業的レリバンスを実証的に分析してきたという点では評価できる。しかし、そこでは法学知と企業法務知の知識構造を直接の分析対象としておらず、両者の知識間の対応関係から上記職業的レリバンスを捉えているわけではないという問題点が残されている。知識の有効性を大学卒業生や人事担当者等を経由して把握するという間接的アプローチでは、企業や社会全般における一般的な大学教育の「空洞化」イメージ等に調査結果自体が影響を受けてしまう側面が大きい(吉本 1999, p.145)。し

たがって、前述した直接的アプローチによる研究を試みる必要がある。

また、上述した先行研究では、企業法務知の区別が曖昧である。多田(1993, pp.53-54)によれば、「わが国の企業においては、企業活動に関するすべての法律事務を、法務部門が直接かつ集中的・一元的に処理するような体制は取られておらず、とくに生理現象的法律事務については、その大部分が原業務所管部門において分散管理される体制になっている」。したがって、企業法務知に関しては、少なくとも一般従業員レベルと法務担当者レベルを区別して議論しなければならない。

次に、法学部のカリキュラムの研究について検討する。当該研究では、法学知の具体的な内容(講義科目)から教育方法(授業形態)についてまで包括的な議論がなされてきた(例えば、日本学術会議民事法学研究連絡委員会 1997・1998, 法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト 2001a)。中でも、法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト(2001a)は、学部共通のコア・カリキュラム、司法型・行政型・企業型のコア・カリキュラムにまで踏み込んだ検討を行っている最も包括的で体系的な研究の1つである。

確かに、上記先行研究は、法学部では法令に依拠した伝統的な科目編成が採られ続けているため、領域横断的・科目横断的な科目編成はほとんどなされていないという法学知の特質¹⁾を部分的に明らかにしてきたという点では評価できる。しかし、こうした先行研究にも問題点は残されている。すなわち、法学部のカリキュラムの研究では、法学部内部における教育問題(講義科目, 授業形態等)に重点が置かれており、法学知と企業法務知の関係性が十分に分析されているとはいえない。ここでも、やはり、法学知と企業法務知の知識構造を直接的に比較分析し、それをもとに法学知の職業的レリバンスについて考察するというアプローチは採られていないのである。

3 分析枠組みと分析方法

以上で検討した先行研究の問題点を克服するために、本稿では、前述した「知識の社会的構成」という理論的な視点を導入し、①知識の配分構造に関する分析と②知識の実践性に関する分析を行う。①は、大学と企業がどのような知識を重点的に配分しているのかという点から、大学と企業における知識の配分原理を抽出す

ることを意味する。②は、大学と企業が知識に対して有する期待や要求水準を明らかにすることを意味する。

いずれの分析においても、企業法務知については、一般従業員レベルに求められる法的知識である一般的企業法務知と法務担当者レベルに求められる法的知識である専門的企業法務知を分析的に区別する(その方法は後述する)。なお、上記①では、法学知と企業法務知の全体に関する分析に加え、企業社会における最重要法令である民法と商法を取り上げた分析も行う。上記②では、分析データの関係上、民法と商法に関する分析のみを行う。

上記①と②において、民法と商法を特に取り上げる根拠—換言すれば、他の法令を分析から除外する根拠—としては、民法と商法が有する重要な法的性質を挙げることができる。この性質は、取引法における「基本的な考え方や根幹的な規範は民法と商法の両者により規定されている」というものである(浜田 2003, p.10)。したがって、民法と商法を特に取り上げて分析することは、両法令と他の法令を二項対立的に捉えているわけではなく、私法を代表する最も重要な法令を分析することを意味している。

続いて、各分析における分析方法について説明しよう。

まず、上記①では、法学知、一般的企業法務知、専門的企業法務知それぞれについて法領域別(民法と商法に関する分析では各法令の分野別)の比重(構成比率)を算出し、相互に比較する。それによって、法学知と各企業法務知の知識の配分構造が明らかになる。

次に、上記②では、法学知、一般的企業法務知、専門的企業法務知の代理指標となる検定試験に着目し、そこで知識の運用能力(法的知識を具体的な事例の解決のために使いこなす能力を指す)がどれだけ求められているのかという点から知識の実践性を捉える。本稿では、この能力が求められる程度を事例問題比率という分析概念によって捉える。ここでいう事例問題とは複数当事者間の事案解決のために条文・判例等を解釈・適用する必要がある問題を意味しており、事例問題比率とは試験問題の中で事例問題の占める割合のことを指す。

平野(1998, pp.303-304)は、事例問題を「人物を X, Y, A, B あるいは甲, 乙などで表し、彼らの行為、つまり事実関係を短い物語形式で描いた後で、『X は Y に～を請求することができるか』とか『AB 間の法律関係について述べよ』とか『X の罪責を問う』というもの」としており、「この中に端的に法的思考の特徴が現れ

ている]ため、法的思考能力は事例問題によって測られるべきであると指摘している。後述する本稿の分析データはこうした論述式のものではなく、択一式(主に選択肢の正誤を判定する形式)のものである。しかし、たとえ出題形式が択一式であるといっても、事例問題としての性質自体には大きな違いはない。甲乙丙などの複数の登場人物が存在している事案に対して条文・判例等を解釈・適用することによって各選択肢の正誤を判定することは、知識を特定の文脈に当てはめ、運用していることと相同であると考えられるのである。したがって、この事例問題比率は、小方(2001)の指摘する知識の「運用」という側面を捉えるための代理指標であるといえる²⁾。

もっとも、事例問題比率によって捉えられる知識の実践性は、企業実務における熟達と完全に対応するわけではないという点には留意が必要である。しかし、事例問題は実務における法的判断である判例をもとにして作成される場合が多いと考えられる。当然ながら、判例は企業活動にも大きな影響を及ぼしている。したがって、本稿のいう知識の実践性は、少なくとも法解釈という点において、実務的熟達の代理指標と考えることができる。

4 分析データ

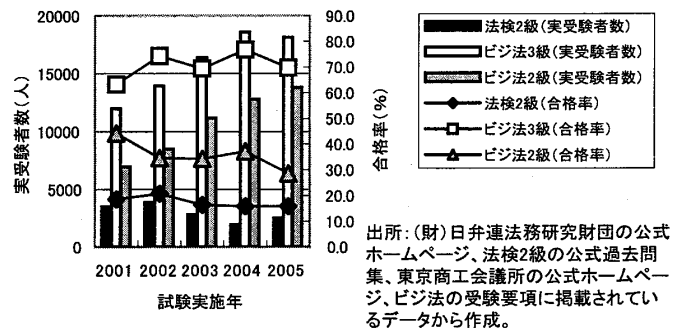
A 分析データの概要

続いて、本稿の分析で使用するデータの概要について説明する。

まず、知識の配分構造に関する分析では、法学知の代理指標として、昼間法律系学科(経済・経営・企業法を含む)で展開されている法学関連の科目数のデータ(法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト 2001b, pp.91-93)を用いる。このデータは、1999年の調査時点における全国の昼間法律系学科116学科中97学科から回答を得て法領域別・法令別・(法令内)分野別に集計されたものであり、法学知としての代表性が極めて高い。一般的企業法務知の代理指標として用いるのは、東京商工会議所が主催する一般従業員レベルの試験であるビジネス実務法務検定試験3級(以下、ビジ法3級と略記)の過去の試験問題であり、専門的企業法務知の代理指標として用いるのは、同所が主催する法務担当者レベルの試験であるビジネス実務法務検定試験2級(以下、ビジ法2級と略記)の過去の試験問題である。

次に、知識の実践性に関する分析では、法学知の代

図2 各検定試験の動向



理指標として、(財)日弁連法務研究財団と(社)商事法務研究会が主催する法学検定試験2級(以下、法検2級と略記)の過去の試験問題を用い³⁾、上述の一般的・専門的企業法務知に関する分析データと比較する。

上記の各検定試験の概要についても詳述しておこう。各検定試験の実受験者数等の推移については図2に整理してある。それによれば、いずれの検定試験とも法的知識に関するニーズを相当程度満たすものであることがうかがわれる⁴⁾。なお、法検2級の受験者のうち学生は40%前後と多数を占めており、受験者の50%前後は法律分野を専攻している者(または専攻していた者)である。ビジ法3級の受験者のうち就業者は60%前後と最多数を占め、学生は25%前後に留まる。ビジ法2級の受験者のうち就業者は70%前後と最多数を占め、学生は15%前後に留まる。

各検定試験の過去の試験問題の抽出対象年度は、法検2級が開始された2001年度から2005年度までとする。試験問題の抽出対象年度を複数にする理由は主に3つある。

第1に、分析データの1つであるカリキュラム(科目)と検定試験の性質の差異を可能な限り埋めるためである。カリキュラムは時間的なゆとりがある中で編成される知識であるため、優先度の低い知識でも存在している可能性がある。一方、試験問題は制限時間内に解答を求めるものであるため、出題者にとって重要な知識が優先的に出題されると考えられる。このように、両者の性質には多少の違いがあると考えられる。しかし、検定試験について複数の年度を分析対象とすることにより、この性質の違いを縮小させることができる。第2に、単年度のみの出題傾向によって生じるバイアスを回避するためである。第3に、分析データとなる試験問題数を確保するためである。

なお、法検2級の過去の試験問題は法学検定試験委員会編『2004年法学検定試験2級・法学既修者試験過

去問集』(商事法務)と同編『2006年法学検定試験2級過去問集』(商事法務)から、ビジ法3級のそれは東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級問題集』(中央経済社)の2002-2006年における各年度版から、ビジ法2級のそれは同編『ビジネス実務法務検定試験2級問題集』(中央経済社)の2002-2006年における各年度版から抽出する。

B 分析データの適切性

続いて、以上の検定試験を分析データとして用いることの適切性について詳細に検討する⁵⁾。

まず、法検2級が法学知を反映したものであることの根拠は主に2つある。

第1に、法学検定試験は法学に関する学力を客観的に評価するわが国唯一の全国規模の検定試験であり、法検2級は「大学における法学教育を修了したことを前提に、企業や官公署等において法律実務を担当するだけの一定水準以上の体系的な法学の実力を証明する試験」であると公式に定義づけられている(法学検定試験2006年受験要項)。こうした定義づけの適切性は、法検2級の試験科目構成が大学のカリキュラム構成とほぼ同等であること、さらには、試験実施者である法学検定試験委員会が法学界を代表する権威ある研究者によって構成されていることから裏づけられる。

第2に、試験問題作成プロセスから判断して、法検2級は各大学における法学部教育の授業内容を相当程度踏まえたものであると考えられる。筆者が試験実施者である法学検定試験委員会の事務局に問い合わせたところ、法検2級においては1科目10名程度(全科目で100名程度)の研究者(教授・助教授)が勤務校(本務校および非常勤校)での授業を踏まえた上で合議によって試験問題を作成しているという回答を得た。その結果、少なくとも憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法といった主要科目に関しては、「否応なく、主要大学の授業内容を踏まえて出題されている、という言い方ができる」という⁶⁾(2005年8月10日の電子メールによる回答)。

次に、ビジ法が企業法務知を反映したものであることの根拠も主に2つある。

第1に、ビジ法の試験主催団体は、企業社会における法的知識のニーズを総合的に捉えるのに適した組織である。筆者が試験主催団体である東京商工会議所に問い合わせたところ、「商工会議所は業種、規模を超えた総合経済団体であり、その団体が実施する試験の内容ですので、実際のビジネス社会のニーズを反映し

たものであると考えております」という回答を得た(2005年9月9日の電子メールによる回答)。このような「総合経済団体」以外に、企業社会における法的知識を抽出・整理することができる組織はほとんど存在しないだろう。実際、ビジ法は商工会議所のような全国規模の団体が関与している企業法務全般に関する唯一の公的な検定試験である。

第2に、試験問題作成プロセスから判断して、ビジ法は企業社会における法的知識のニーズを相当程度反映したものであると考えられる。筆者の問い合わせに対して、東京商工会議所は、ビジ法の試験問題作成に際しては幅広い業種構成で委員会を設けていると回答した。この点を踏まえれば、各企業各職場で多様である法的知識の共通項的部分を問うているのがまさにビジ法であるといえる⁷⁾。

なお、東京商工会議所の公式ホームページやビジ法の受験要項によれば、ビジ法3級は、「ビジネスパーソンとしての業務上理解しておくべき基礎的法律知識を有し、問題点の発見ができる」レベルであると定義づけられており、「社会人全般および学生」を「必須とされる対象」とした試験である。したがって、本稿では、ビジ法3級を一般的企業法務知の代理指標とする。同様に、ビジ法2級は、「企業活動の実務経験があり、弁護士などの外部専門家に対する相談といった一定の対応ができるなど、質的・量的に法律実務知識を有している」レベルであると定義づけられており、「各部門の法務担当者」を「必須とされる対象」とした試験である。したがって、本稿では、ビジ法2級を専門的企業法務知の代理指標とする⁸⁾。

C 分析データの抽出・分類方法

次に、分析に入る準備段階として、検定試験に関する分析データの抽出・分類方法について説明しておく。法検2級では、法令別の出題がなされているため、民法と商法の問題を抽出することは容易である。しかし、ビジ法3級とビジ法2級では、法領域別・法令別の出題がなされていないため、それぞれの抽出・分類の基準が問題となる。この点、本稿では、試験問題文の記述、各選択肢の内容から客観的に抽出・分類を行う⁹⁾。

一方、民法と商法における分野についてはいずれの検定試験においても明記されていない。そのため、まずは上記と同じ基準で分野の分類を行い、それでも判断に迷う場合に限って出題趣旨等から判断して最も適切な分類を行うことにする¹⁰⁾。また、事例問題か否かの判断に際しては、問題文や各選択肢の中で甲乙や

AB等といった形で複数の人物(法人を含む)が登場しており、各人物間の法律関係が問題になっているか否かという点を基準とする。

5 分析

A 知識の配分構造に関する分析

1 全法領域の知識を対象とした分析

まず、知識の配分構造について分析する。ここでは、法学知と企業法務知について、法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト(2001b, pp.91-93)が採用している、公法(憲法, 行政法等), 刑事法(刑法, 刑事訴訟法等), 民事法(民法, 民事裁判手続法等), 商事法(商法, 知的所有権法等), 国際法(国際公法, 国際私法), 社会法(労働法, 経済法等), 基礎法(外国法, 法哲学等), 政治学, その他(法学入門等)といった法領域別の比重(構成比率)を算出する。その結果をまとめたのが図3である。

それによれば、法学知と企業法務知の間で共通しているのは、民事法の比重が最も大きいという点くらいであり、両者の間には相違点の方が多い。法学知では、公法, 基礎法, 政治学といった法領域の比重も大きく、各法領域間の比重の差はあまり大きくないが¹¹⁾、一般的企業法務知と専門的企業法務知では、民事法と商事法の比重が突出して大きく、これらの知識だけで全体の70%以上を占めている(法学知ではこれらの知識の比重は30%程度に過ぎない)。ここから、法学知では、知識の配分構造に関して、一種の均等性があることがわかる。すなわち、法学知には、幅広い法領域の知識をある程度均等に習得することが望ましいという知識の配分原理を読み解くことができる。

これに対して、企業法務知では、一般的企業法務知であるか、専門的企業法務知であるかを問わず、実務に重要な民事法と商事法に特化した知識の配分構造が

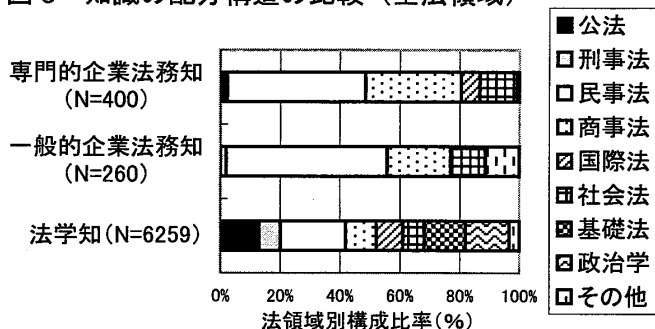
みられる。多田(1994, p.14)によれば、例えば、企業法務には公法に関する業務も含まれるが、そうした業務は「行政庁の指導に従うことにより対応が可能であり、法務固有の課題としてはほとんど意識されていなかったといつてよい」という。ここでの分析結果はこの指摘を反映しているといえよう。企業法務知には、ビジネス実務に直結する知識を最優先するという知識の配分原理を読み解くことができる。

なお、法学知、一般的企業法務知、専門的企業法務知のすべてにおいて、民事法の中で最も比重が大きいのは民法であり、商事法の中で最も比重が大きいのは商法である¹²⁾。企業社会において民法と商法が極めて重要視されていることは、法務担当者や人事担当者に対する既存の実態調査でもたびたび確認されている(例えば、米田 1983, 法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト 2001b)。そこで、以下では、民法と商法に限定してより詳細な分析を行っていくことにする¹³⁾。

2 民法と商法に関する知識を対象とした分析

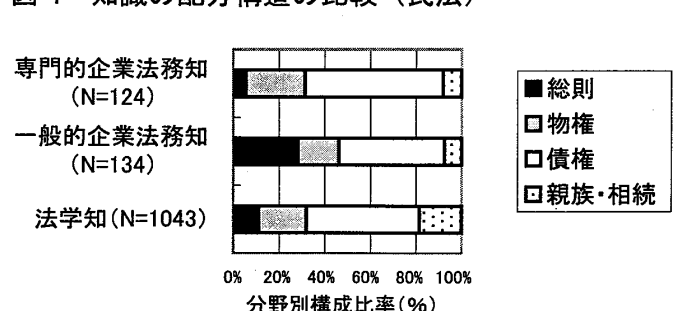
まずは、民法に関する知識の配分構造について分析する。上述の分析と同じ作業を民法の分野別に行ったのが図4である。それによれば、法学知、一般的企業法務知、専門的企業法務知のすべてにおいて、債権分野の比重が最も大きいという点は共通している。その比重はそれぞれ50%, 46%, 61%にも達する。確かに、債権分野は民法典の中で最も条文数が多い分野の1つであるから、この結果は当然のようにみえる。しかし、親族・相続分野の条文数も債権分野のそれに匹敵するほど多いことを考えれば、いかに債権分野の比重が大きいのかということが改めて確認できる。このように、民法の中でも債権・債務関係, 契約関係, 不法行為等の実務に直結する規定が多数存在している債権分野に対しては、法学知も企業法務知も重点を置いている。

図3 知識の配分構造の比較(全法領域)



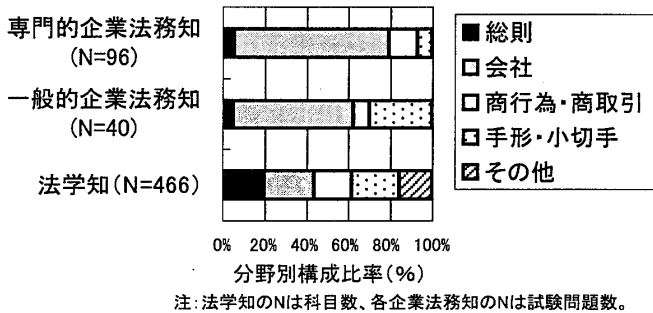
注: 法学知のNは科目数、各企業法務知のNは試験問題数。

図4 知識の配分構造の比較(民法)



注: 法学知のNは科目数、各企業法務知のNは試験問題数。

図5 知識の配分構造の比較 (商法)



法学知と一般的企業法務知を比較すると、後者では総則分野の比重が28%に達しており、前者の当該分野の比重よりも20ポイント弱も大きくなっている。総則分野の条文数は民法典の中で最も少ないにもかかわらず、一般的企業法務知では当該分野がかなり重視されている。一方、法学知と専門的企業法務知を比較すると、前者の親族・相続分野の比重の方がやや大きい、全体的に両者の知識の配分構造は類似している。

次に、商法に関する知識の配分構造についてまとめたのが図5である。それによれば、法学知、一般的企業法務知、専門的企業法務知それぞれにおいて、会社分野の比重が最も大きいという点は共通している。会社分野は、商法の中でも会社の機関等に関する重要な規定が数多く存在している分野であり、条文数が最も多い。ここではそのことが反映されていると考えられる。

商法に関して顕著なのは、法学知と企業法務知の共通点よりもむしろ相違点である¹⁴⁾。法学知と一般的企業法務知を比較すると、法学知の会社分野の比重は24%に留まり¹⁵⁾、一般的企業法務知のそれよりも34ポイントも小さくなっている。一般的企業法務知では、会社分野の条文数の多さを考慮しても、当該分野の比重が大きいのである。また、総則分野と商行為・商取引分野の比重については、法学知の方が10ポイント以上大きくなっている。ここには、法学知では、商法に関する知識の配分構造に関して、前述した均等性があることが反映されている。

一方、法学知と専門的企業法務知を比較すると、法学知の会社分野の比重の方が50ポイントも小さくなっている。専門的企業法務知では、会社分野の条文数の多さを考慮したとしても、当該分野の比重が極端に大きい。それに対して、総則分野と手形・小切手分野では、法学知の比重の方が10ポイント以上大きくなっている。以上の背景には、企業法務知では、専門的になればなるほど、会社分野の重要性が増すことがあると

考えられる。

B 知識の実践性に関する分析—民法と商法を対象にして—

続いて、民法と商法を対象にして知識の実践性に関する分析を行う。前述したように、ここでの法学知の代理指標は、これまでの分析と異なり、法検2級の過去の試験問題となる(民法と商法の全問題数は各50問)。ここでの法学知の民法の分野別構成比率は、総則分野(18%)、物権分野(26%)、債権分野(44%)、親族・相続分野(12%)となっており、前述した大学の科目数をもとにした当該比率と比較的類似している。一方、ここでの法学知の商法の分野別構成比率は、総則・商行為・商取引分野(26%)、会社分野(58%)、手形・小切手分野(16%)となっており、前述した大学の科目数をもとにした当該比率と比べて会社分野の比重が大きくなっている点には注意が必要である¹⁶⁾。

まず、民法に関する知識の実践性についてまとめたのが図6である。法学知と一般的企業法務知を比較すると、全体でみた場合、法学知の事例問題比率は72%にも達しており、一般的企業法務知の当該比率を20ポイント近くも上回っている。分野別にみると、親族・相続分野以外のすべての分野において、法学知の事例問題比率の方が10ポイント以上大きくなっている。特に、総則分野では、法学知の事例問題比率は90%弱に達しており、一般的企業法務知の当該比率を40ポイント以上上回っている。したがって、民法に関する知識の実践性という点からみれば、総じて、法学知は一般的企業法務知よりも高度であるといえる。

一方、法学知と専門的企業法務知を比較すると、全体でみた場合、法学知の事例問題比率は、専門的企業法務知の当該比率とほとんど遜色ない。分野別にみると、親族・相続分野では法学知の事例問題比率の方が

図6 知識の実践性の比較 (民法)

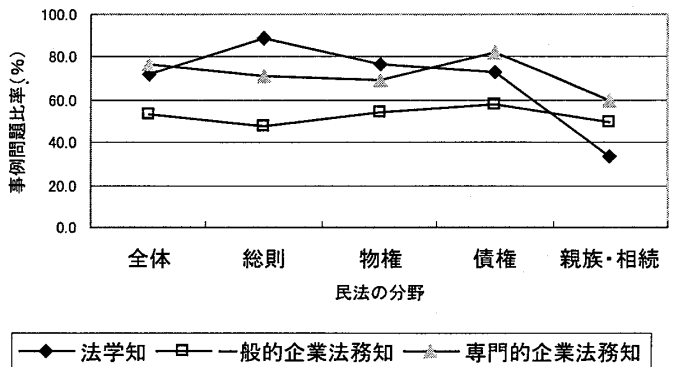
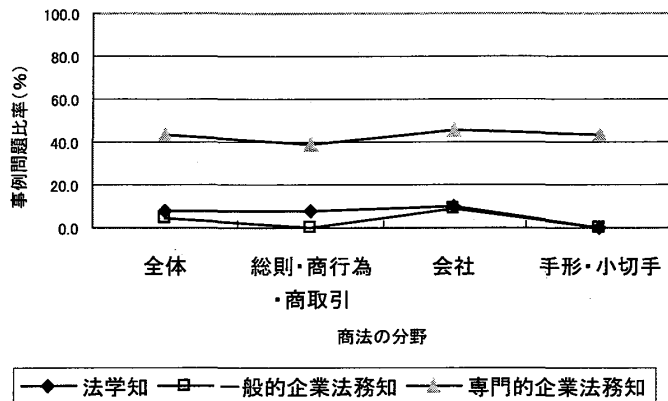


図7 知識の実践性の比較(商法)



明らかに小さくなっており、債権分野でも法学知の当該比率の方がやや小さくなっている。しかし、総則分野と物権分野では法学知の事例問題比率の方が大きくなっている。これらの結果から、民法に関する知識の実践性という点からみれば、おおよそ法学知と専門的企業法務知は比較的近い関係にあるといえる。

次に、商法に関する知識の実践性についてまとめたのが図7である。法学知と一般的企業法務知を比較すると、全体でみた場合、両者の事例問題比率は10%弱となっており、ほとんど差がない。分野別にみても、各事例問題比率に大きな差はみられない。いずれも当該比率は0-10%程度である。商法に関する知識の実践性において、法学知と一般的企業法務知はともに低位安定であるといえる。

しかし、法学知と専門的企業法務知を比較すると、大きな差がみられる。全体でみた場合、専門的企業法務知の事例問題比率は40%を超えており、法学知の当該比率を大きく上回っている。また、分野別にみても、すべての分野において、専門的企業法務知の事例問題比率の方が法学知の当該比率よりも30ポイント以上も大きくなっている。したがって、商法に関する知識の実践性において、法学知は専門的企業法務知よりもかなり水準が低いといえる。

6 結論と考察

本稿では、法学知と企業法務知(一般的企業法務知と専門的企業法務知)の知識構造を直接的に比較分析することによって両者の相違点を実証的に解明するために、「知識の社会的構成」という視点を援用し、①知識の配分構造に関する分析と②知識の実践性に関する分析を行った。そこで得た知見をまとめると次のようになる。

第1に、知識の配分構造に関しては、法学知と企業法務知では相違点が目立った。法学知の知識の配分原理は、幅広い法領域の知識をある程度均等に習得することが望ましいというものであった。これに対して、企業法務知の知識の配分原理は、ビジネス実務に直結する民事法と商事法の知識を最優先するというものであった。なお、重要法令である民法と商法に限定してみると、民法に関しては法学知と専門的企業法務知の知識の配分構造が類似していたが、商法に関しては法学知の会社分野の比重が一般的・専門的企業法務知のそれよりもかなり小さいことなどがわかった。

第2に、知識の実践性に関する分析では、民法と商法によって、法学知と企業法務知の対応関係が異なっていることが明らかになった。民法に関してみると、法学知の知識の実践性は一般的企業法務知のそれよりも高度であり、専門的企業法務知のそれとほぼ同じ水準に達していた。しかし、商法に関してみると、法学知の知識の実践性は一般的企業法務知のそれとほぼ同等であるものの、専門的企業法務知のそれよりもかなり水準の低いものであった。

次に、以上の知見を踏まえて、今後、法学知の職業的レリバンスについて検討を行う際に問題となりうる論点の提起を行い、考察を加える。

第1に提起するのは、法学知と企業法務知における知識の配分構造の相違をどのように考えるのかという点である。本稿の知見から、法学知の知識の配分構造を企業法務知のそれに完全に一致させることによって法学知の職業的レリバンスを向上させるべきであると結論づけるのは性急であろう。大村(1997, p.308)が「法学部が実務法学教育の担い手としての役割をより重視すべきかどうかは、それ自体が大きな問題」なのである¹⁷⁾。この背景には、法学部は企業社会のためだけに存在しているわけではないという事情がある。しかし、だからといって、法学部は企業社会の要請をまったく無視することはできない。なぜなら、法学部卒業生の多くは民間企業に就職しているからである。この点を考慮すれば、法学知の知識の配分構造を企業法務知(一般的企業法務知または専門的企業法務知)のそれとどの程度対応させるのが適切であるのかといった問題(程度の適切性)、商法のような実務上の重要法令に限って法学知と企業法務知の知識の配分構造を可能な限り対応させればいいのかといった問題(対象の限定性)を具体的に議論していかなければならないだろう。

第2に提起するのは、知識の実践性に着目して、法

学知の職業的レリバンスを向上させようとすることには限界がありうるという点である。本稿でいう知識の実践性とほぼ同義の概念であると考えられるリーガル・マインド¹⁸⁾を高めることによって、法学知の職業的レリバンスを担保しようとする議論は、大学と企業の双方からなされてきた(例えば、日本学術会議第2部 2001, 経営法友会 1984)。しかし、本稿の知見によれば、少なくとも民法に関する法学知の知識の実践性は、既に専門的企業法務知のそれとほぼ同等の水準にまで達していた。したがって、この場合、法学知にできることは、もう1つの重要法令である商法に関する知識の実践性を高めるなど、限られたものにならざるをえない。このように、リーガル・マインドのみに着目した法学知の職業的レリバンスの向上という方策には、実証的にみて限界がありうるという点を踏まえておく必要があるだろう。

最後に、本稿の課題について言及する。本稿には、主に次のような課題が残されている。

第1に、本稿の分析では法学部の学生や卒業生がどの程度の知識・能力を実際に身につけているのかといった点は不問とされている。知識構造自体が知識の習得度を規定している(または規定していく)と考えることができる以上、本稿で得られた知見の意義が減殺されるわけではないが、今後は、知識構造と個人による知識の習得度の双方を踏まえた研究を行っていく必要があるだろう。

第2に、法学知と企業法務知の代理指標となりうる別の資料も探索し、より多面的な分析を行っていく必要がある。大学のカリキュラムに関する既存の統計データや検定試験に着目したのは1つの便法であり、他にも利用可能なデータがないか検討する余地がある。

大学知識と企業知識の中身に着目した職業的レリバンス研究はまだ始まったばかりである。

(指導教官 荻谷剛彦教授)

注

- 1) このことは、法学研究者の執筆した教科書(いわゆる基本書)にも反映されている。大学で使用されている教科書の書名の大半には法令名(および法令内の分野名)が付いている。
- 2) このように、検定試験の分析においては、事例問題比率が示すような知識の「運用」という側面について検討できるという点がメリットである。講義内容等のカリキュラムのみに着目した分析では、こうした検討を行うことは困難である。
- 3) なお、法学検定試験1級の試験は、2006年時点で一度も実施されていない。

- 4) ただし、各検定試験が、個人のキャリア形成上、どのように評価され、使い分けられているのかといった点を正確に論じることはできない。したがって、この点については留意が必要である。
- 5) 本稿の分析データである検定試験が法学知や企業法務知を反映したものであるとしても、そこでは大学や企業で求められている能力の一部(つまり、知識のみ)しか捉えることができないのではないかという疑問が生じるかもしれない。しかし、荻谷・志水(2004, p.6)がいうように、「知識の獲得を表現するだけに見えるテストでも、解答にいたるまでのプロセスには、何らかの思考力が作動しているという見方も可能である」。本稿は、検定試験を分析データとすることの限界を踏まえつつも、知識構造により迫った分析を行うことを試みるものである。
- 6) また、10数校の大学では、既に法学検定試験の合格を卒業単位に認定したり、「法学検定試験特講」などの形で当該試験を授業自体に取り上げたりする動きも広がっているという。
- 7) 2006年度版受験要項には、ビジ法の応援団体として、金融業、卸売・小売業、製造業、情報・通信業等からなる22もの組織名が掲載されている。このことも、ビジ法が企業社会における法的知識のニーズを相当程度反映したものであることの傍証となるだろう。
- 8) なお、ビジネス実務法務検定試験1級(以下、ビジ法1級と略記)は、「業務上必要な法律実務知識をビジネス全般にわたって持っており、その知識に基づいて多面的な観点から高度な判断・対応ができる」レベルであると定義づけられており、「法務部門責任者」を「必須とされる対象」とした試験である。ビジ法1級はビジ法2級合格を受験条件としたかなり実務的で高度な論述式の試験となっている。そのため、本稿ではビジ法1級を分析対象とすることは控える。
- 9) なお、借地借家法、製造物責任法の論点が選択肢の一部または全部に含まれている場合、民法の独立問題と判断する。また、手形法、小切手法等の論点が選択肢の一部または全部に含まれている場合、商法の独立問題と判断する。いずれの法令とも、法検2級に出題された実績があるからである。
- 10) もっとも、判断に迷うケースは少なかった。
- 11) ただし、分析データによれば、各法領域における必修科目の割合が大きいのは、その他(13%)、民事法(11%)、公法(8%)、刑事法(8%)、商事法(3%)であり、基礎法や政治学における当該割合は1%に満たない。なお、その他における必修科目の割合が大きいのは、その中に法学入門が相当数含まれているためである。
- 12) 法学知の場合、民事法の中で民法の占める割合は77%、商事法の中で商法の占める割合は73%にもなる。同様に、一般的企業法務知におけるそれぞれの割合は96%と73%、専門的企業法務知におけるそれぞれの割合は67%と75%に達する。
- 13) ビジ法では民法と商法に出題が集中しているため、データの制約からいっても、他の法令に関する分析を行うことが難しい。
- 14) なお、本文中で指摘する以外の相違点として、法学知では、その他の分野の比重が16%あるという点を挙げることができる。
- 15) もっとも、分析データをみると、法学知の会社分野における必修科目の割合は11%であり、相対的に大きい。他の分野におけ

る必修科目の割合は0-2%に過ぎない。

- 16) なお、分析対象数が少なくなるため、ここでの商法の分野のカテゴリーについては、総則分野と商行為・商取引分野を1つにまとめている。
- 17) 例えば、法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト(2001a, p.43)は、「ただ単に企業の経済的利益のみを効率的に追求するような人材を企業に送り出すことを法学部教育の唯一の目標としてはならないと思われる」と述べている。
- 18) 竜寄(1995, p.26)によれば、リーガル・マインドとは何かに関する議論は百花繚乱であるものの、問題発見能力、問題分析能力、解決案作出能力、説得能力という4つの要素を含む紛争解決能力説が有力であるという。いずれにせよ、リーガル・マインドという概念は、法的思考能力と同じ意味合いで用いられており、本稿のいう知識の実践性とほぼ同義のものと考えることができる。

引用文献

- 秋永雄一 2001, 「大学教育と職業の関係」日本労働研究機構『日欧の大学と職業—高等教育と職業に関する12ヶ国比較調査結果—』(調査研究報告書 No.143), 日本労働研究機構, pp.103-113.
- 浜田道代 2003, 『商法(第3版)』岩波書店。
- 平野敏彦 1998, 「法学教育と実践知」三島淑臣教授退官記念論集編集委員会編『法思想の伝統と現在—三島淑臣教授退官記念論集—』九州大学出版会, pp.295-309.
- 本田(沖津)由紀 2000, 「教育内容の『レリバンズ』問題と教育評価—社会システム論の視点から」長尾彰夫・浜田寿美男編『教育評価を考える 抜本的改革への提言』ミネルヴァ書房, pp.153-185.
- 本田由紀 2005, 『若者と仕事 「学校経由の就職」を超えて』東京大学出版会。
- 法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト 2001a, 『法学部におけるコア・カリキュラム研究開発報告書』。
- 法学部におけるコア・カリキュラム研究開発プロジェクト 2001b, 『法学部におけるコア・カリキュラム研究開発報告書(資料編)』。
- 荻谷剛彦・志水宏吉 2004, 「『学力調査の時代』—なぜいま学力調査なのか」荻谷剛彦・志水宏吉編『学力の社会学—調査が示す学力の変化と学習の課題』岩波書店, pp.1-20.
- 柏木昇・岡謙介・西田誠一 2002, 「企業は法的素養をもった人材を求めている—法学検定試験をどう利用するか—」法学検定試験委員会編『2002年法学検定試験問題集3級 一般コース』商事法務研究会, pp.1-21.
- 経営法友会 1984, 「法学教育についての企業側からの提言」『法学セミナー』356号, pp.108-112.
- 菊池高志 1992, 「法学教育に関するアンケート調査」『法政研究』58巻3号, pp.561-572.
- 日本学術会議第2部 2001, 『日本学術会議第2部報告 法学部の将来—法科大学院設置に関連して—』。(http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1864.pdf, 2007.01.09)
- 日本学術会議民事法学研究連絡委員会 1997, 「21世紀に向けた法学部教育および民事法学教育の動向—アンケート調査結果の報告(1)—」『民商法雑誌』117巻3号, pp.474-504.

- 日本学術会議民事法学研究連絡委員会 1998, 「21世紀に向けた法学部教育および民事法学教育の動向—アンケート調査結果の報告(2・完)—」『民商法雑誌』117巻4・5号, pp.751-775.
- 小方直幸 1998, 『大卒者の就職と初期キャリアに関する実証的研究—大学教育の職業的レリバンズ—』広島大学大学教育研究センター。
- 小方直幸 2001, 「コンピテンシーは大学教育を変えるか」『高等教育研究』第4集, 玉川大学出版部, pp.71-91.
- 大村敦志 1997, 「現代日本の法学教育—法学部における教育を中心に」岩村正彦・田中成明・亀本洋編『現代法学の思想と方法』岩波書店, pp.305-338.
- 竜寄喜助 1995, 「リーガル・マインドそして日本の歩み—穂積重遠先生から現代法学者までを展望して—」『法学教室』No.175, pp.22-29.
- 多田晶彦 1993, 「企業からみた法学教育の課題」『IDE』No.348, pp.50-55.
- 多田晶彦 1994, 「学問としての企業法務」『NBL』No.536, pp.13-17.
- 武久征治・西尾幸夫編 2001, 『企業法務の実態と課題—京都・大阪・神戸調査』法律文化社。
- 辻秀典・筑間正泰・小谷朋弘 1984, 「実社会と法学教育(3・完)—官公庁・企業調査をもとにして」『判例時報』1119号, pp.12-17.
- 米田樹一 1983, 「大学(法学部)教育に何を望むか 経営法友会実態調査(昭和56年8月実施)の分析報告」『NBL』No.272, pp.12-20.
- 吉本圭一 1999, 「職業経験と職業能力」日本労働研究機構『変化する大卒者の初期キャリア—第2回大学卒業後のキャリア調査より—』(調査研究報告書No.129), 日本労働研究機構, pp.142-153.

〔謝辞〕

ご多忙のところ、筆者の問い合わせにご回答いただいた法学検定試験委員会事務局と東京商工会議所に厚くお礼を申し上げます。